（事業主の方へ）

# 令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施しています（令和6年1月23日更新）

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練（以下「休業等」）又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

**【特例措置の内容】**（令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業等又は出向を行う事業主が対象です。）

休業等又は出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にある場合、

① 休業等又は出向を実施した場合の助成率を引き上げます。
【大企業】1／2 ⇒ 2／3　【中小企業】2／3 ⇒ 4／5
（※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。）

② 支給日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長します。
（※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。）

③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 通常、支給日数は3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、この制限は適用しません。
イ 前回の対象期間の満了日の翌日から1年を経過していなくても助成対象とします。

⑤ 休業等規模要件を緩和します。
対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延日数の割合（休業等規模要件）
【大企業】1/15以上⇒1/30以上　【中小企業】1/20以上⇒1/40以上
（※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。）

⑥ 残業相殺（※）を撤廃します。
※支給対象となる休業等から所定外労働の時間を相殺して支給すること
（※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。）

※助成対象期間は1年間です。

（特例措置の内容は裏面にもございます）

**【その他の支給要件】**

その他、雇用保険の適用事業所であること、雇用保険被保険者が対象となること等の支給要件があります。
詳細についてはガイドブック（https://www.mhlw.go.jp/content/001238469.pdf）を御確認ください。

ガイドブック

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

（事業主の方へ）

## 【特例措置の内容】（表面からの続き）

**⑦ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。**

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

**⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。**

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

**⑨ 地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。**

地震発生時において雇用保険適用事業所設置後１年未満の事業主については、生産指標を地震発生前の指標と比較します。

**⑩ 計画届の事後提出を可能とします。**

通常、助成対象となる休業等又は出向を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。これにより、令和6年１月１日以降に開始された休業等や出向についても遡及して助成対象となります。

## 【地震に伴う「経済上の理由」とは】

地震による**直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりません**が、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

**（経済上の理由例）**

- **取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない**
- **交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない**
- **電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない**
- **風評被害により、観光客が減少した**
- **施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能**

## 【受給手続き】

### 【休業等の場合】

● 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業等を行った支給対象期間（1つの判定基礎期間又は連続する2つないしは3つの判定基礎期間）ごとに支給申請することが必要です。

### 【出向の場合】

● 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に出向を行った支給対象期（出向期間を6か月ごとに区分した各期間）ごとに支給申請することが必要です。

※ 支給申請期間は支給対象期間又は支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内です。

なお、雇用調整助成金を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。